別紙3

舟形町の給与・定員管理等について(平成25年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 6,018	千円 4,229,908	千円 166,879	千円 730,424	% 17.3%	% 16.0

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
24年度	人 67	千円 282,950	千円 32,553	千円 104,729	千円 420,232

一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,272	千円 5,560

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 舟形町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例に基づき、一般職については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員の給料を職階に応じ、2.8～4.5%削減しました。減額措置をおこなったことにより、平成25年4月1日時点のラスパイレス指数が104.8、国が削減を行っていない場合の参考値が96.6、舟形町が減額措置を行った平成25年7月1日現在で100.2となりました。 (手当) 時間外手当も職階に応じた減額割合に応じて削減しました	

(その他)
町長等の給与の特例に関する条例に基づき、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職給料の独自削減割合を変更しました。
(町長30%→35%・副町長15%→20% 教育長10%→15%)

(4) ラスパイレス指数の状況

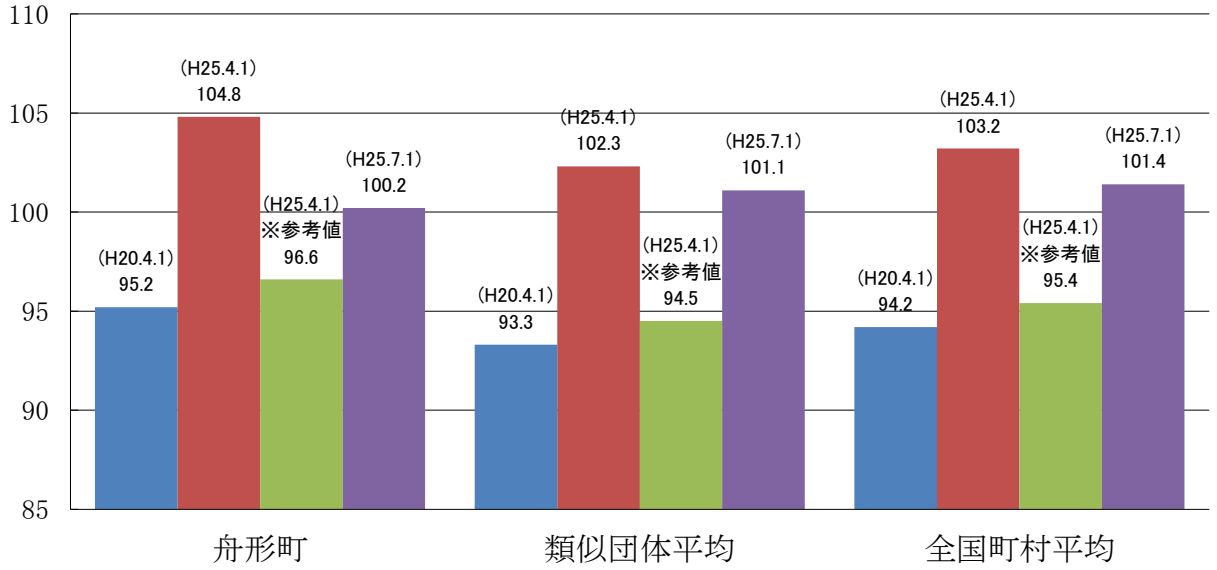

(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒級表(一)適用職員の棒級月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
舟形町	46.9 歳	350,800 円	378,800 円	374,000 円
山形県	44.2 歳	347,700 円	429,300 円	374,500 円
国	43.1 歳	307,220 円 （332,446 円）	－	376,257 円 （405,463 円）
類似団体	42.7 歳	313,430 円	354,474 円	337,554 円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 （国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 （B）	A／B
舟形町	55.2 歳	2 人	346,900 円	353,000 円	357,100 円	－	－	－	－
うち学校給食員	＊	1 人	＊	＊	＊	調理師	42.2　歳	211,800　円	＊
うち用務員	＊	1 人	＊	＊	＊	用務員	53.7　歳	202,700　円	＊
うちその他						－	－	－	－
山形県	45.6 歳	538 人	331,000 円	－	351,400 円	－	－	－	－
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 （286,850 円）	－	309,534 円 （325,400 円）	－	－	－	－
類似団体	48.7 歳	7 人	272,863 円	293,942 円	284,438 円	－	－	－	－

区　分	参　　考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民　間 （D）	C／D
舟形町	－	－	－
うち学校給食員	＊	2,879,600 円	＊
うち用務員	＊	2,809,400 円	＊
うちその他			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22年～24年の3ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。
4 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項目の欄をアスタリスク(*)としている。（数値のない欄については、ハイフン(-)としている。）

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区　　分		舟形町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円	Ⅱ種　163,987 円 （172,200　円）
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 円 （140,100　円）
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,600 円	－
	中 学 卒	125,400 円	125,400 円	－

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	－	319,700 円	352,800 円	371,200 円
	高 校 卒	－	295,500 円	307,400 円	358,500 円
技能労務職	高 校 卒	－	－	－	－
	中 学 卒	－	－	－	－

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1　級	主事・主事補	4 人	6.7%	135,600 円	243,700 円
2　級	主任	1 人	1.7%	185,800 円	309,200 円
3　級	主査	17 人	28.3%	222,900 円	356,400 円
4　級	副主幹	16 人	26.7%	261,900 円	390,100 円
5　級	班長・主幹	15 人	25.0%	289,200 円	402,500 円
6　級	課長	7 人	11.7%	320,600 円	424,600 円

(注)1　舟形町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

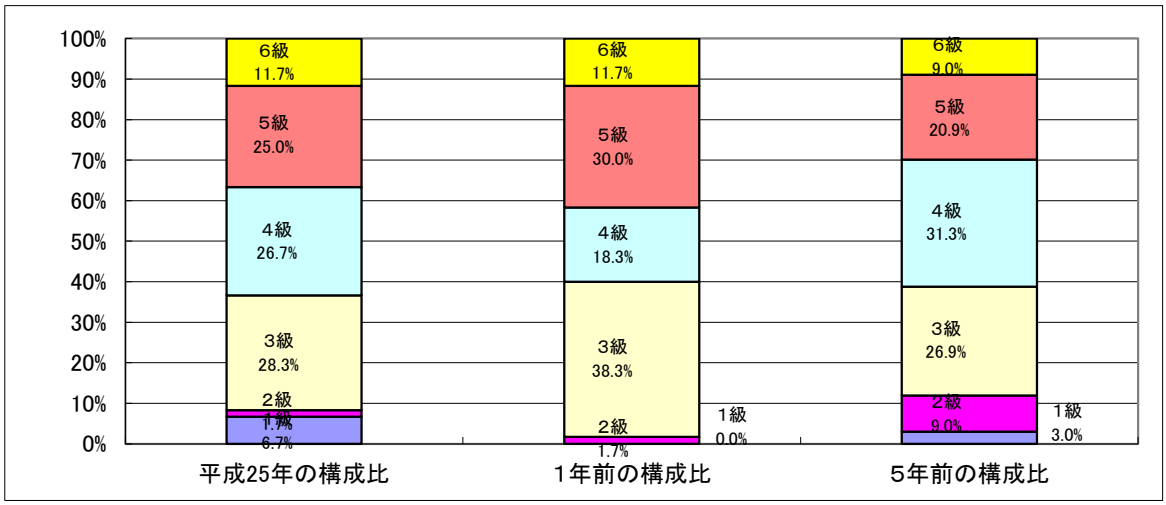

(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・毎年1月1日現在において、任命権者が各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定しています。

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

舟　形　町	山　形　県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,583　千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,531　千円	―
(支給割合) 期末手当　2.60　月分 (　1.45　)月分 勤勉手当　1.35　月分 (　0.65　)月分	(支給割合) 期末手当　2.55　月分 (　1.40　)月分 勤勉手当　1.20　月分 (　0.60　)月分	(支給割合) 期末手当　2.60　月分 (　1.45　)月分 勤勉手当　1.35　月分 (　0.65　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%　・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%　・管理職加算10～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・6月1日及び12月1日を基準日とし、それぞれ基準日に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務実績により、勤勉手当を支給しています。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

舟形町					国				
(支給率)	自己都合		勧奨・定年		(支給率)	自己都合		勧奨・定年	
勤続20年	23.03	月分	28.79	月分	勤続20年	23.03	月分	28.79	月分
勤続25年	32.83	月分	38.96	月分	勤続25年	32.83	月分	38.96	月分
勤続35年	46.55	月分	55.86	月分	勤続35年	46.55	月分	55.86	月分
最高限度額	55.86	月分	55.86	月分	最高限度額	55.86	月分	55.86	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)					定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				
1人当たり平均支給額	26,577 千円								

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項目の欄をアスタリスク(*)としてい

(3) 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）			ー 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）			ー 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
なし	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）			ー 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）			ー 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）			ー %
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症患者の看護もしくは疑	日額300円
精神障碍者護送作業手当	〃	精神鑑定医の診察立会精神障碍者の護送	日額300円
死体、火葬作業手当	〃	死体火葬作業	1回500円
塩素等取扱手当	〃	水道、プールの塩素交換補給装置の調整作業	日額300円
特殊現場等作業手当	〃	有毒ガスが発生する場所での点検、薬品交換等作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	10,825 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	150 千円
支給実績（23年度決算）	9,319 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	124 千円

（注） 平成24年度においては衆議院議員総選挙、山形県知事選挙等における選挙事務従事者の時間外手当を含む。
（注） 平成23年度においては舟形町議会議員通常選挙、舟形町長選挙等における選挙事務従事者の時間外手当を含む。

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職（医師等）又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対し、支給される手当（月額・最高268,500円）	同じ		ー	ー
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 （月額35,000円）	異なる	【国の制度】給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給	2,940千円	420千円
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円・扶養親族たる子、父母等6,500円（配偶者がいない場合1人目11,000円）・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（月額）	同じ		10,349千円	211千円
住居手当	借家 限度額 27,000円	同じ		324千円	324千円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に通勤費の一部を補てんするために支給される手当・交通機関利用者：運賃等相当額（1ヶ月あたり最高55,000円）・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額（月額・最高53,000円）	異なる	交通用具利用13区分2,000円～24,500円	3,758千円	70千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当・基礎額（23,000円）＋距離区分に応じた加算額（最高45,000円）（月額）	同じ		ー	ー
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当・支給区分に応じた定額（1回当たり最高・医師等20,000円）	同じ		ー	ー
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当・管理職手当の支給割合に応じた定額（1回当たり最高・課長級6,000円）	同じ		ー	ー
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために設けられた手当・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額（月額・最高17,800円）	同じ		5,749千円	74千円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	町長	574,000 円 （ 820,000 円）	826,500 円／	364,500 円
	副町長	527,000 円 （ 620,000 円）	630,000 円／	265,500 円
報酬	議長	310,000 円 （ 円）	320,000 円／	200,000 円
	副議長	250,000 円 （ 円）	284,000 円／	164,000 円
	議員	230,000 円 （ 円）	270,000 円／	145,100 円
期末手当	町長 副町長	2.90 月分	（加算措置）40%	
	議長 副議長 議員	2.90 月分	（加算措置）40%	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	820,000×在職月数×0.567	2,232万円	任期毎
	副町長	620,000×在職月数×0.331	985万円	任期毎
	備考			

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分			職員数 平成24年	職員数 平成25年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	24	24	0	配置見直し（財政△1会計△1企画開発+2））
		税務	4	5	1	収納対策強化による職員の増(+1)
		民生	10	6	△ 4	保育士・業務員欠員不補充(△3)児童館閉鎖(△
		衛生	4	5	1	保健師の欠員補充(+1)
		農林水産	6	6	0	
		商工	3	3	0	
		土木	7	7	0	
		計	60	58	△ 2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 99.70 人 （類似団体の人口1万人当た 98.40 人）
	教育部門		10	10	0	業務員の配置替え（小学校→中学校）
	消防部門					
	小計		70	68	△ 2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 116.32 人 （類似団体の人口1万人当た 120.64 人）
公営企業等会計部門	水道		1	1	0	
	下水道		2	2	0	
	その他		7	7	0	
	小計		10	10	0	
合計			80 [114]	78 [114]	△ 2 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 132.93 人

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)

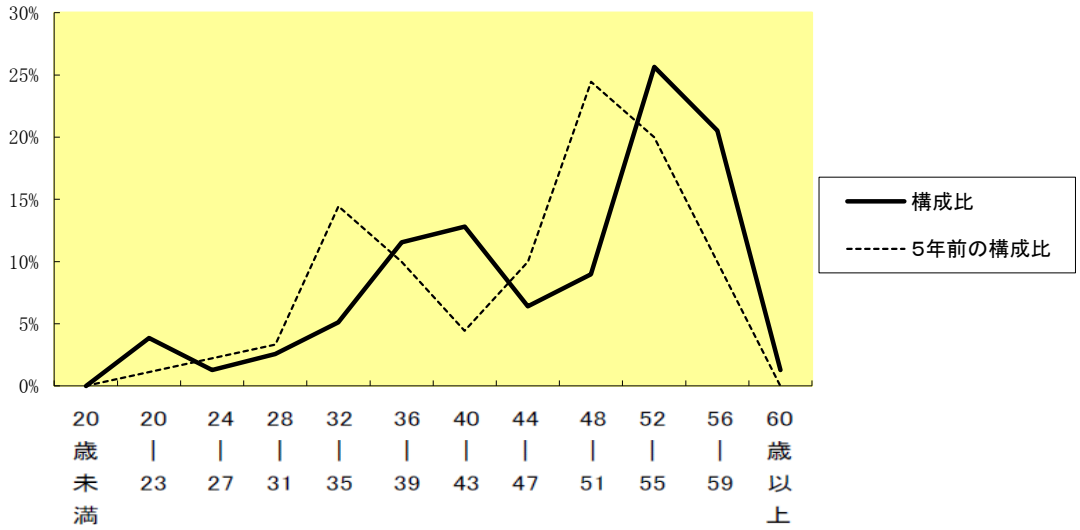

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 3	人 1	人 2	人 4	人 9	人 10	人 5	人 7	人 20	人 16	人 1	人 78

(3)職員数の推移

年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	68	66	66	63	60	58	▲ 10　(−15%)
教育	12	10	10	10	10	10	▲ 2　(−17%)
警察							
消防							
普通会計計	80	76	76	73	70	68	▲ 12　(−15%)
公営企業等会計計	10	11	10	10	10	10	0　(0%)
総合計	90	87	86	83	80	78	▲ 12　(−13%)

(注) 1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。